



放課後児童クラブの支援員などを募集

市内の公営児童クラブで児童と遊び、生活支援をする①支援員、②補助支援員(いずれも会計年度任用職員)を募集します。

対象／定員▼児童の健全育成に熱意がある人(①は放課後児童支援員認定資格研修の修了者)／各30人程度

勤務日数▼①週5・5日程度、②週2～4日程度

勤務時間▼平日は正午～午後7時30分、土曜日と学校長期休業期間は午前7時30分～午後7時30分の間で①1日7時間(うち休憩45分)、②1日1～6時間

報酬▼時給①1,300円・②1,180円

申し込み▼電話でこども・青少年課へ。※後日、面接を実施します。

☎ベテルギウス内こども・青少年課
こども・青少年育成係 ☎(260)5224
☎(261)4900

令和7年国勢調査の調査員を募集

国勢調査は国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査で、市では約12万世帯が調査対象です。同調査の調査員を募集します。

業務内容▼説明会への出席、調査票の配布・回収・提出など

任命期間▼8月下旬～10月下旬

対象／定員▼以下のすべてを満たす人・任命期間初日時点で原則20歳以上、調査で知り得た情報などの秘密を守るができる、税務、警察、選挙に直接関係がない、反社会的勢力に該当しない／約1,100人

報酬▼国の基準に応じて支払い(3

調査区(約120～240世帯)を担当した場合、10～15万円程度。調査対象世帯数により変動あり)

申し込み▼5月15日(木)までに申請書を直接または郵送で〒242-8601市役所総務課へ。市のホームページから電子申請も可。申請書は同課、各分室・連絡所、各学習センターで配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

大和税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付け

確定申告書の作成会場を次のとおり開設します。確定申告により令和6年分の所得税および復興特別所得税(以下、所得税等)を納める必要がある人の申告および納付の期限は、3月17日(月)です。早めの準備をお願いします。

受付日時▼2月17日(月)～3月17日(月)午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで、相談は午前9時から。土・日曜日、祝日を除く(3月2日は開場))

ところ▼大和税務署(中央5-14-22)。※令和6年分の所得税等の還付を受けることができる人の確定申告書はすでに受け付けています。還付申告は、その年の翌年1月1日から5年間提出することができ(年末調整済みの給与所得のみ)、医療費控除や寄附金控除で還付を受ける人などが該当。

「入場整理券が必要です」

入場整理券は、原則としてLINEで事前に入手してください(国税庁公式LINEアカウントの「友だち追加」が必要です)。当日会場でも配付しますが、配付状況に応じて受け付けを早め、締め切る場合があります。

※入場整理券を手入できても長時間お

待ちいただく場合があります。

確定申告は自宅からスマホで申告

マイナンバーカードまたはe-Taxのマイナンバー・パスワードを取得している人は、税務署に出向くことなく、スマートフォンで簡単に申告ができます。マイナンバーカードを利用して事前準備をし、マイナポータルと連携することで各種証明書などのデータを一括取得して、確定申告書に自動入力できます。詳しくはe-Taxのホームページをごらんください。

なお、スマホを持っていない人も、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、パソコンから入力することでe-Taxによる提出ができます。



税理士による無料申告相談

税理士による無料申告相談を開催します。

受付日時▼2月10日(月)・12日(水)・13日(木)いずれも午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(受付開始は午前9時から)

対象▼市役所会議室棟
対 象 ▼年金受給者、給与所得者、小規模納税者の所得税等・個人消費税。

確定申告の相談・作成は事前予約が必要です

市役所での確定申告の相談・作成は、前年中の収入が公的年金等のみ、または公的年金等と給与がある人が対象です。LINEまたは電話による事前予約が必要です。

LINEによる事前予約

申し込み▼左記のコードを読み込み、市公式LINEを「友だち追加」して、「手続・予約」窓「予約」の順に進みます。



市公式 LINE

電話による事前予約

予約専用ダイヤルから、申告日(来庁日)と時間帯などの予約ができます。

申し込み

申し込み▼予約専用ダイヤル ☎(200)7167へ。

※予約専用ダイヤル以外からの電話予約はできません。また、問い合わせが集中し、電話が繋がりにくくなる場合があります。

※LINE、電話いずれも申し込み期間外の予約はできません。

※申告書の作成は予約1件につき1件です。

※渋谷学習センターの駐車場・駐輪場は有料です。

☎市役所市民税課個人市民税第1・第2係 ☎(260)5233
☎(264)6093

「入場整理券が必要です」

入場整理券は、当日会場で配付するほか、インターネットによる事前申し込みでも入手できます。なお、配付状況に応じて受け付けを早め、締め切る場合があります。

※譲渡所得(不動産、株式等)、配当所得、住宅ローン控除の1年目などの内容が複雑で時間を要する申告、贈与税の申告は受け付けできません。確定申告書などを作成するために必要な資料、前年分の申告書の控えのほか、マイナンバーに係る本人確認書類の写しなどをお持ちください。



事前申し込み

公的年金受給者の申告

公的年金等(外国年金などは別)の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも、年金収入から所得税が差し引かれている人などが所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

なお、所得税等の確定申告が必要な

場合も、市・県民税の申告が必要となる場合があります。市・県民税の申告については、市役所市民税課 ☎(260)5232へ相談ください。

医療費控除の明細書について

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に必ず添付してください(領収書の添付は不要です)。同明細書は国税庁ホームページに掲載されている様式などをご利用ください。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります(税務署や市から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者が発行する医療費通知を添付すると、医療機関名などの明細の記入を省略できます。

ふるさと納税ワンストップ特例申請の注意

ふるさと納税をしてワンストップ特例を申請した人も、医療費控除などのために確定申告をする場合は、すべてのふるさと納税の内容の記載が必要です。ご注意ください。

☎大和税務署 ☎(262)9411
(代)